

平成29年労第372号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、A会社（以下「会社」という。）に所属し、内装工として就労し、平成○年○月○日から、B所在のC会社を元請けとするマンション新築工事現場（以下「事業場」という。）において、室内内装作業に従事していた。
- 2 請求人によると、同月○日、脚立に乗って壁のクロス貼りをしていたところ、脚立から転落し（以下「本件災害」という。）負傷したという。請求人は、同月○日、D医院に受診し、「背部、腰部打撲」の傷病名で療養し、以後、複数の医療機関で療養し、療養補償給付の支給を受けていた。請求人は、同年○月○日、E病院に転医、同病院において「頸椎症性脊髄症、胸椎黄色靭帯骨化症、非骨傷性頸髄損傷」（以下「本件疾病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が本件疾病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)
- 2 原処分庁

(略)

#### 第4 争 点

請求人に発症した本件疾病が、業務上の事由によるものであると認められるか。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 理 由

##### 1 当審査会の事実認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件災害と本件疾病の発症との間には相当因果関係があり、本件疾病は業務上の事由によるものであると主張するので、以下検討する。

(2) まず、本件疾病のうち胸椎黄色靭帯骨化症についてみると、同疾病については、F医師、G医師、H医師及びI医師はいずれも本件災害により発症したのではなく請求人が基礎疾患として有していたものである旨の意見を述べており、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、同疾病は、本件災害によって発症したものではないと判断する。

(3) 次に、本件疾病のうち頸椎症性脊髄症及び非骨傷性頸髄損傷についてみると、F医師は、頸椎症性脊髄症は本件災害により発症した可能性はあると述べているが、直接的な証拠を提示したのではなく、また、非骨傷性頸髄損傷の本件災害との因果関係については何も述べていない。一方、I医師は、頸椎症性脊髄症及び非骨傷性頸髄損傷の発症部位は本件災害の受傷部位とは異なり、本件災害により発症したものとは考えられない旨の意見を明確に述べている。当審査会としても、一件記録を精査したが、同疾病が本件災害によって発症したことを示す合理的な証拠を見いだすことはできず、I医師の意見が妥当なものと判断する。

(4) したがって、当審査会は、本件疾病は、いずれも本件災害により発症したとは認められないものと判断する。

なお、請求人は、今般新たに提出したF医師の診断書が正しいと主張するが、同医師も同診断書において、胸椎黄色靭帯骨化症については、本件災害との因果関係は極めて低いと述べており、上記のとおり、同医師が本件災害と本件疾病との因果関係を積極的に認めているものとは考えられない。また、請求人の

その余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。